

# 大正区

# ごみゼロ



# リリーダ

# ニュース

## 第22号

令和5年9月発行

## リサイクル推進のために拠点回収を行っています

大阪市では、大切な資源を再生利用することを目的として、リサイクルできる不用品を、区役所等の拠点場所に回収ボックスを設置して回収し、リサイクルに取り組んでいます。リサイクルすることで「ごみの減量」と「資源の再生利用」を推進しています。



### 【拠点回収ボックスでの回収品目】

- アルカリ・マンガン筒形乾電池
- インクカートリッジ
- 蛍光灯管
- 水銀体温計
- 使用済小型家電

## 使用済小型家電に拠点回収に関する変更 (令和5年7月)

- ・小型充電式電池が内蔵され取り外すことのできない使用済み小型家電はそのまま拠点回収ボックスに入れていただくよう取扱いを変更しました。
- ・使用済み小型家電の拠点回収品目に「小型扇風機」を追加しました。

※使用済小型家電回収品目の一覧表は大阪市HPをご覧ください。



# リチウムイオン電池等の拠点回収を 環境事業センターで開始しました

全国的に、リチウムイオン電池等の小型充電式電池が家庭ごみに混入され、収集車両や中間処理施設において火災事故が発生していることを受け、火災事故を防止するとともに、リサイクルを一層推進するため、令和5年7月1日（土）から、家庭から排出されるリチウムイオン電池等の拠点回収を環境事業センターにおいて開始しました。

## 【回収品目】

- ・ 小型充電式電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池）
- ・ モバイルバッテリー
- ・ 加熱式たばこ
- ・ 電子たばこ など

## 【回収方法】

- ・ 電池は、ビニールテープで絶縁してから、環境事業センターに設置している「リチウムイオン電池等回収ボックス」に入れてください。
- ・ 膨張・変形したものは、職員に直接お渡しください。 発火防止のため、別途密閉容器で保管します。
- ・ 回収したリチウムイオン電池等は、再資源化事業者へ引き渡し、適正に処理及び再資源化を図ります。

(注1) 小型充電式電池は右のマーク（➡）が目安となります。

(注2) 鉛電池（自動車用バッテリー等）や最大辺または径が30センチメートルを超えるものは回収できません。

(注3) ご家庭から出されるものに限ります。（会社や商店等、家庭以外から出されるものは回収できません。）



リチウムイオン電池



ニカド電池



ニッケル水素電池

## 《編集・発行》

大阪市環境局 西部環境事業センター

大阪市大正区小林西1-20-29

TEL:06-6552-0901 FAX:06-6552-1130

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/index.html>

